

図4 学歴別貧困率（本人世帯主）

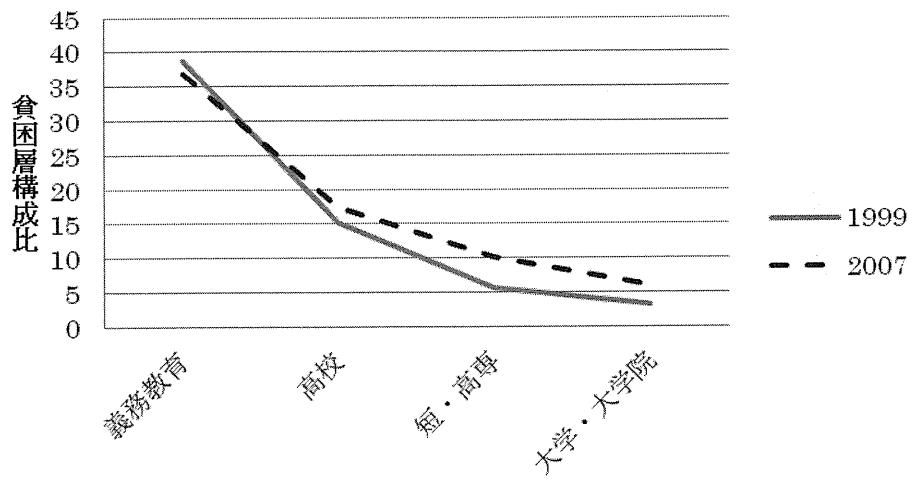


図5 就業状態別貧困率（本人世帯主）

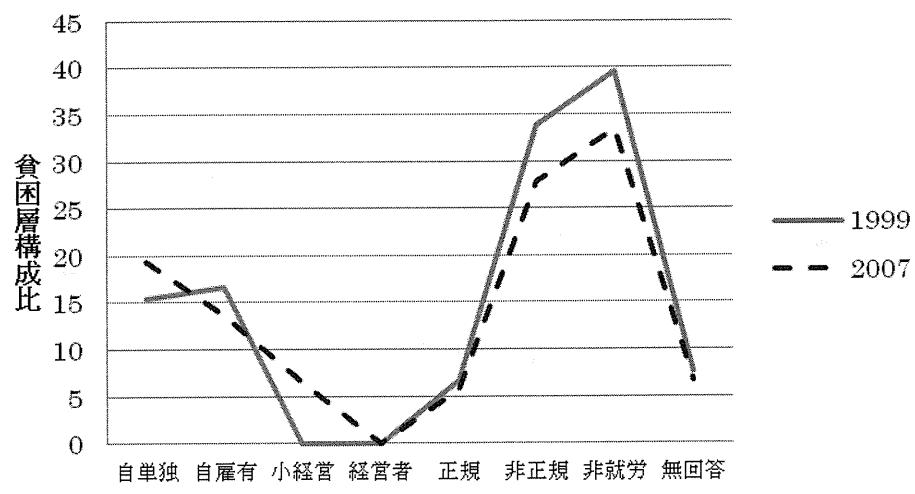
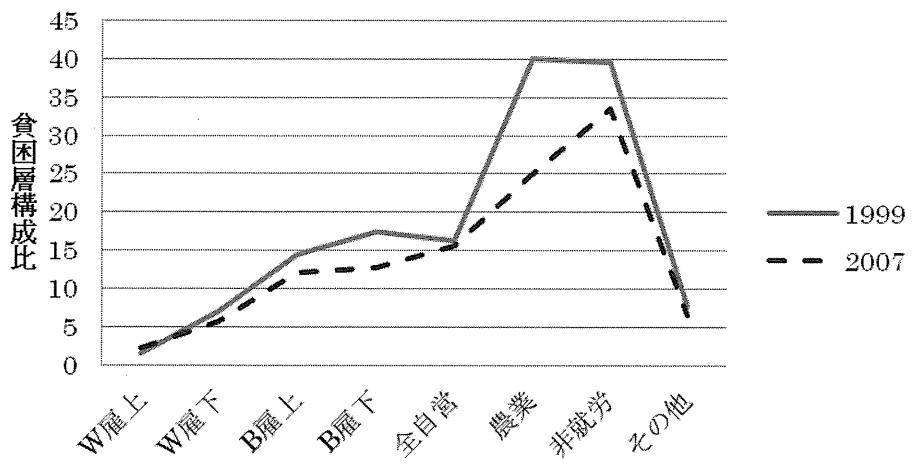


図6 階層別貧困率（本人世帯主）



給付付き税額控除による給付と補足性の原理

黒田有志弥

I はじめに

近年の経済不況等に伴い、日本では労働者の就労の側面においても正規雇用が減少して非正規雇用が増加するともに、その雇用も不安定なものになっている。その結果、低所得者が増加し、貧困が社会的に大きな問題となり、生活保護受給者も増加している。

日本において労働者が雇用を失ったときの第一のセイフティネットは雇用保険であるが、不安定な雇用を繰り返す労働者にとっては、雇用保険の給付を受ける要件を満たし失業時に十分な給付を得ることは困難である。他方で、貧困による生活困窮者に対する扶助制度としてまず挙げられるのは生活保護制度であるが、基本的には最低限度の生活を保障する水準にとどまるものであり、以前と比較して受給者の自立支援がより図られるようになってきつつあるものの、普遍的な制度である生活保護制度に個別の受給者に応じたきめ細やかな自立支援施策を組み込むことには限界があると思われる。このようなことから、雇用保険の受給期間が終了した労働者などが生活保護を受給しなければならない状況に陥る前に利用可能なセイフティネットが求められている。

低所得者の所得保障政策としていわゆる給付付き税額控除が注目されている¹。給付付き税額控除とは、一般的には、所得税等の税額控除の仕組みを用いて、控除額が所得税額を上回る場合は、その超過分を金銭で還付する制度である。この制度は、伝統的な社会福祉プログラムよりも効率的な所得再配分を可能とすると考えられており、既に他の複数の国で導入されている²。ただ、後述するように同制度の金銭給付の側面に着目すると、低所得者に対する所得保障の機能を有するから、同様の目的を有する他の諸制度との関係が問題となる。とりわけ、日本で給付付き税額控除あるいはその類似の制度を導入することを考えるとすれば、生活保護制度の補足性の原理との関連で給付付き税額控除による給付が法的にどのように扱われることになるのかについて明らかにする必要がある。本稿は、この点について若干の検討を加えることを目的とする。

しかし、給付付き税額控除については、政策上の議論においても名称は挙がるもの、

¹ 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においても「所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼動・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。」として、給付付き税額控除の検討を可能性が示唆されている。

² いわゆる給付つき税額控除は、現在はアメリカだけでなく、カナダ、イギリス、アイルランド、ニュージーランド、イギリス、オランダ等、他のOECD諸国などでも導入されている。

そこで想定されている具体的な制度の内容は不透明である。一口に給付付き税額控除といっても、その内容は導入している国ごとに多岐にわたる。そこで本稿では、給付付き税額控除と生活保護制度との関係を検討する前提として、まず給付付き税額控除の典型的な例であるアメリカ稼得所得税額控除（Earned Income Tax Credit: EITC、以下「EITC」という）を取り上げ、その給付の要件と内容について概括する^{3 4}。その上で、給付付き税額控除の給付と生活保護制度との関係、特に、補足性の原理との関係について考察する。

II 稼得所得税額控除（EITC）

1. EITC の概要

(1) EITC を受けるための要件

EITC を受けるための第一の要件は、対象となる納税者が原則として「適格児童（qualifying child）」を有することである。これは、EITC が、沿革的に子供を育てている勤労貧困層に対する所得補助を行う制度であったことによる。1990 年以降は、25 歳以上 65 歳未満で他の納税者に扶養されていない者も、EITC の対象であるが、税額控除の割合は適格児童を有するものと比較して限定的である（後述）。

「適格児童」と認められるためには、当該児童が、(i)納税者と一定の関係があり、(ii)19 歳未満（または 24 歳未満の学生）で、(iii)主たる住所が当該課税年度 1 年の半分以上の期間にわたって納税者と同じであることが必要である（IRC § 32(c)(3)、IRC § 152(c)）。

上記(i)の納税者との間の一定の関係とは、以下のいずれかをいう。すなわち、①納税者の子供かその直系卑属、②配偶者の連れ子及びその直系卑属、③納税者が扶養している兄弟姉妹、義理の兄弟姉妹、及び、それらの直系卑属、または④納税者の適格な里子である。ただし、これらに該当する者が結婚している場合には、納税者の扶養控除の対象となる者のみが適格児童とされる。

EITC を受けるための第二の要件は、納税者の「不適格所得（disqualified income）」が一定額未満であることである（IRC § 32(i)）。不適格所得とは、所得税算定の基礎となる総所得額に含まれるものうち、①利子または配当、②非課税の利子、③賃料・使用料収入

³ 従来の EITC についての法学研究としては、例えば、佐藤英明「アメリカ連邦所得税における稼得所得税額控除（EITC）について—研究ノートから」総合税制研究 11 号 56 頁（2003 年）が挙げられる。また、拙稿「所得保障としての給付付き税額控除の意義」ジュリスト 1413 号 44 頁（2010 年）においても法学的見地から検討している。EITC について経済学の分野での研究は枚挙に遑がないが、詳細な制度研究として、根岸毅宏「アメリカの EITC（勤労所得税額控除）と所得保障政策」國學院経済学 47 卷 1 号 21 頁（1999 年）、同「アメリカの EITC（勤労所得税額控除）の政策的意義と問題点」國學院経済学 48 卷 1 号 35 頁（1999 年）がある。

⁴ EITC が導入されたのは 1975 年であるが、その後 1993 年に制度として大幅に拡充された。その当時のアメリカにおける EITC について、次の論文が詳細な分析を行っている。Alstott, The Earned Income Tax Credit and The Limitations of Tax-based Welfare Reform, 108 Harv. L. Rev. 533 (1995), at 535.

(ただし事業として営んでいないもの) から、明白かつ直接的に必要な費用及び利息を除了した金額、を指す。この不適格所得の合計額が年間 3,100 ドルを超える（2010 年現在）場合には、その納税者は稼得所得を得ていたとしても EITC の対象とならない。

第三に、ある課税年度に行われた税額控除の請求が「欺罔行為 (fraud)」によると判断された場合には、その後 10 年間は EITC の適用から除外される。また、ある年度に行われた税額控除の請求が「欺罔行為」には至らないものの、規則等を意図的に無視したこと等に基づく場合には、その後 2 年間、EITC の適用を受けることができない (IRC § 32(k))。

(2) EITC の額

前記の要件を満たす納税者は、稼得所得の一定割合に相当する金額の税額控除を受けることができる。稼得所得には被用者としての給与のほか、個人事業主の事業所得に相当する金額も含まれるが、利子・配当など資産から得られる所得や年金等は含まれない。

この税額控除は、税額が所得金額を上回ったときにその超過分について還付を受けられるという意味で、内国歳入法典において唯一「還付可能 (refundable)」なものとされている。

具体的な税額控除額の決定の仕組みについては、まず、稼得所得の金額があらかじめ定められた一定額に達するまでの間は、稼得所得の額に一定割合(控除率(credit percentage))を乗じた金額が税額控除の金額となる。この場合は、稼得所得の額が増えるほど税額控除の額も比例的に増加する（「遞増区間 (phase in)」）。稼得所得の額が一定額（遞増区間の上限所得額）に達すると、税額控除の額は、遞増区間の終点における稼得所得の額に控除率を乗じた額（限界控除額）となり、それ以上は稼得所得の額が増加しても税額控除の額は一定となる（定額区間）。稼得所得の額がさらに増加し一定額（遞減区間の開始所得額）に達すると、稼得所得に一定割合（递減率 (phaseout percentage)）を乗じた額が限界控除額から差し引かれ、稼得所得が増えるにしたがって税額控除の割合は比例的に減少する（「递減区間 (phase out)」）。

現行法におけるこれらの金額及び割合の数値は、1990 年以降、適格児童を何名扶養しているかによって決められている (IRC § 32(b))。適格児童 1 名を有する 1 人親の納税者の場合、遞増区間の上限所得額は 6,330 ドル、控除率は 34%、遞減区間の開始所得額は 11,660 ドル、递減率は 15.98% である。適格児童 2 名以上有する 1 人親の納税者の場合、遞増区間の上限所得額は 8,890 ドル、控除率は 40%、遞減区間の開始所得額は 11,660 ドル、递減率は 21.06% である。適格児童を有していない納税者の場合、遞増区間の上限所得額は 4,220 ドル、控除率は 7.65%、遞減区間の開始所得額は 5,280 ドル、递減率は 7.65% である。ただし、これらの金額はインフレ調整の対象となる (IRC § 32(j)) ため、課税年度ごとに調整される⁵。

⁵ 2011 年においては、適格児童を 1 名有する 1 人親の納税者の場合、递増区間の上限所得額は 9,100 ドル、递減区間の開始所得額は 16,690 ドルである。適格児童 2 名以上有する納

婚姻している納税者については、夫婦が別々に所得税の申告をすることによって EITC を増額させる行為を防ぐため、婚姻している男女は共同申告しなければ EITC を受けることはできない。このことが婚姻のインセンティブを阻害していると考えられること等（後述）から、共同申告する夫婦が EITC を利用する場合には、遞減区間の開始所得額が個人単位で EITC を受給する場合に比べて一定額増額されている。

（3）前払制度⁶

EITC は、所得税制の枠内の制度であり、通常、前年分の所得を元に計算された税額控除額の確定後に支給される。それゆえ、所得が低い等の理由で生活に困窮する現実の状況に応じてその都度支払われる性格のものではない。ただし、課税年度の中途において、EITC を事前に受給する前払制度が用意されている（IRC § 3507）。

EITC の前払制度とは、使用者レベルでなされる給与税・源泉徴収税の調整によって給付を行う仕組みのことである。この制度を利用するには、労働者は、使用者への受給資格認定証明書（Form W-5: Earned Income Credit Advance Payment Certificate）の提出を要し、かつ、それで足りる。前払制度の利用は、当該課税年度において EITC を 1 人以上の適格児童を有する者として利用可能と見込まれる労働者に限られる（IRC § 3507(b)）。

使用者は、証明書の提出を受けた場合、当年分の賃金の支払いに当たって、EITC の前払額（本来的な EITC の給付額の 60%）に相当する額を上乗せ支給する（IRC § 3507(c)）。EITC の前払を受給した者は当年の末日に申告が必要であり、当該前払の支払額は当年分の所得税額に加算される。

2. 金銭給付制度としての EITC

EITC は、所得税の税額控除の制度であるが、前記のように控除額が所得税額を上回った場合にその超過分を給付する制度であるので、実質的には租税を財源とした給付制度である。また、その対象は低所得者層に限られている。つまり、EITC は、ある個人に「稼得所得が低い」という生活を脅かすと考えられる事由が発生した場合に、当該個人に金銭を給付する制度であり、その意味で所得保障制度としての性質を有すると言える。

しかしながら、EITC は、稼得所得が低い者に対し給付を提供する制度である一方で、稼得所得が低いという生活を脅かす事由を取り除くことを目的とした制度ではない。なぜな

税者の場合、遞増区間の上限所得額は 12,780 ドル、遞減区間の開始所得額は 16,690 ドルである。適格児童を有していない納税者の場合、递増区間の上限所得額は 6,070 ドル、递減区間の開始所得額は 7,590 ドルである。控除率については、基本的には現行法の規定通りである。

⁶ アメリカの EITC の前払制度、イギリスの児童税額控除（child tax credit）及び勤労税額控除（working tax credit）の過払問題について給付時期の観点から執行上の課題について検討する論稿として、吉村政穂「給付付き税額控除導入に伴う執行上の問題—給付のタイミングを中心に」ジュリスト 1397 号 37 頁（2010 年）。

ら、稼得所得が限りなく低い場合であっても、稼得所得額に控除率を乗じた額が給付の上限であるため、稼得所得のみでは到底生計を維持できない個人にとっては、EITC の給付を受けても生計を維持することは困難である。また、EITC は、当年分の所得を基準として税額控除額が決定するものであるため、低所得者の当面の需要に応えるシステムではない。前払制度等も存在するが、EITC の本来的な給付額の 60%が上限であり、困窮した生活状況に対応したものではない。それゆえ、EITC を単独の社会保障制度として評価すると、低所得者の所得保障を提供する制度としては極めて不十分なものと言わざるをえない。

また、「稼得所得が低い」という事由が必ずしも生活を脅かすとは限らない。前述のように稼得所得以外の所得を一定程度以上得ている場合は、EITC の対象とはならないが、資産調査を伴うものではない以上、金銭給付が必要でない者に対しても給付されている可能性がある。

さらに、EITC は、前述のように、基本的にある課税年度に得た稼得所得に一定割合を乗じて計算されるものであるから、稼得所得が全く無い個人に対して支給されることはない。そのため、稼働能力を有せず、当該課税年度に実際に稼得所得を得ていない高齢者や障害者、あるいは、長期の失業者は EITC を利用できない。それゆえ、いわゆるベーシックインカムやわが国の生活保護制度のような普遍的な生活保障制度ではない。

他方で、EITC は、資産調査等が課される公的扶助制度よりも簡便な手続きで、稼得所得を得ていさえすれば適用されるため、低所得者の所得水準を公的扶助制度よりも効率的に一定程度底上げするという機能を有する。これは、EITC がなければ公的扶助制度による給付を受けざるを得ない低所得者層の一部にとっては、公的扶助制度による給付を受給せずに生計を維持できる可能性があることを意味する。さらに過増区間における労働に対するインセンティブ効果は、そのような者にとって、公的扶助制度による給付を受給せず、稼得所得及び EITC による給付を増やすことによって生計を維持する誘因になると考えられる。さらに 1996 年の福祉改革によって新設された TANF は、生涯受給期間に制限を設定したこと、就労要件をより厳格に課していること等により、稼働能力を有する貧困者の自立を促進する制度設計となっているが、就労して得た稼得所得を底上げする EITC は、TANF の受給者にとっても重要な意義を有していると考えられる。

以上のように、EITC は、社会保障制度としては、他の諸制度を含めて総合的に評価した場合に、アメリカ社会において重要な役割を果たしている制度であると言えよう。

II 給付付き税額控除と生活保護

1. 給付付き税額控除の制度設計

以上の考察を前提とすると、日本において、低所得者に対する所得保障制度として給付付き税額控除、とりわけ EITC 類似の制度の導入を検討する場合、以下のような考慮が必要となろう。

第一に問題となるのは、給付付き税額控除の位置づけである。給付付き税額控除は、所

得税制の枠組みを用いた制度であり、基本的に 1 年ごとの所得税額の決定時に給付額も決定すること、また、EITC の前払制度があまり機能していないこと、を考慮すると、低所得者の所得保障のニーズに完全に対応した制度設計の実現は難しいと思われる。給付付き税額控除は他の公的給付制度の存在を前提として、低所得者の所得水準を一定程度引き上げる制度として位置づけるべきであろう。

第二に、給付水準の設定も重要な問題である。低額の稼得所得以外に収入が無く、生活に困窮する者を基準として、その者が一定水準の生活を営むための給付を想定するすれば、稼得所得に一定割合を乗じた額の給付では（当該割合を相当程度高くしなければ）所得保障としては不十分である。低所得者に対し十分な所得保障給付を提供するとすれば、例えば、稼得所得に比例した給付と定額部分の給付とを組み合わせた給付等も考えられる。しかし、稼得所得が少ない者に対する一定額以上の金銭給付の支給は明らかに労働に対するインセンティブを阻害しよう。また、稼得所得額のみを基礎とした給付額の決定は、資産を有する者とそうでない者との間に不公平を生じさせることとなる。しかし、全ての低所得者に対し、所得税制の枠内で資産調査を行うことは現実的ではない。

結果として、給付付き税額控除を所得保障制度として制度設計する場合、一定類型の低所得者ないし低所得世帯をターゲットとして想定して、所得水準を一定程度引き上げることを主たる目的とする制度を構想することになる。そして、所得の適確な捕捉等のための行政上のコスト、あるいは、本来、所得保障の必要のない者に対して給付がなされるコスト、事後的なコントロールのためのコスト等を想定し、こうしたコストをかけてなお社会的な合意を得られる給付水準等を決定する必要がある。さらに、低所得者の労働のインセンティブを阻害しない給付水準であることも求められる。このように、給付のレベルに限っても様々な要因を考慮した上で制度を設計しなければならない。

2. 補足性の原理と給付付き税額控除

(1) 補足性の原理

わが国で給付付き税額控除を制度設計する場合に具体的に問題となる 1 つは、生活保護制度との関係である。わが国の生活保護制度は、生活困窮者に対し、生活扶助、住宅扶助等、それぞれ基準に基づいて算定された額の金銭が一括で支給される。生活扶助以外は実費の範囲にとどまるが、生活扶助は、居住地及び世帯構成によって所定の金額が給付される。その結果、生活保護受給者（世帯）は、一定の生活水準が金銭給付によって保障され、その範囲内で基本的に自由に当該金銭を費消できる。

生活保護法 4 条 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定する。生活保護制度は、国の責務として困窮するすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する（生活保護法 1 条参照）。しかし、生活保護法 4 条 1 項はその前提条件として国民が自ら利用可能なあらゆる資産、能力その他の手段を活用して、その

生活の維持に努めることを求める、それでもなお最低限度の生活を維持できない場合に、その不足する部分について補足的に行われるにすぎないことを明らかにしている。この補足性の原理は、国の責任に基づく最低生活の保障は国民が生活についての自己責任を果たしてもなお足りない部分が存在する場合に、最後の拠り所として行われることを意味し、生活自己責任の法的表現といえるものである⁷。また、生活保護を行う必要があるか否かを判定するための要保護者の資力調査（ミーンズテスト）の根拠となるものである⁸。

社会保険の給付や恩給は、「その利用し得る資産……その他あらゆるもの」として取り扱われるものとされている。「その他あらゆるもの」とは、現実には資産になっていないが一挙手一投足の労で資産となし得るものである⁹。恩給、年金、失業保険給付等の公的給付については、現実に受給権があり受給しているものは資産、また、行政庁の裁定を受けることによって確定的な受給権を得られる場合などは、その他あらゆるものと評価され、被保護者はその活用が求められる¹⁰。

恩給、年金、失業保険給付等の公的給付については、基本的に実際の受給額が収入認定される¹¹。その具体的な額は、恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6ヶ月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月までの各月に分割して決定される¹²。臨時の収入の場合は、基本的にその額が世帯合算額8000円（月額）を超える場合、その超える額が収入として認定される¹³。

雇用保険法に基づいて支給される求職者給付及び就職促進給付についても収入認定される。ただし、雇用対策法等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し勤労収入に準じて基礎控除及び特別控除の適用がある¹⁴。

⁷ 西村健一郎『社会保障法』有斐閣（2002年）499頁。

⁸ 補足性の原理は、資産・能力の活用だけでなく、親族による扶養の優先及び他法による扶助の優先を含む（生活保護法4条2項）。ただし、急迫した保護の必要がある場合には、この原則は適用されない（同3項）。

⁹ 小山進次郎『改訂増補 生活保護方法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会（2004年）121頁。

¹⁰ 行政実務では、年金等の受給権を有することが明らかである被保護者に対しては、保護の補足性を説明して申請を行うように指導すべきであり、受給権を有することが明らかであり、かつ、申請を行うのに特別の障害のないのにもかかわらず、指導に従うことなく申請を行わない場合には、保護の停止又は廃止を考慮することもやむを得ないとされている。

『生活保護手帳 別冊問答集 2011』中央法規出版（2011年）381頁。

¹¹ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社123号（厚生事務次官通知）、平成23年3月31日社援発0331第11号）第8-3。

¹² 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発246号（厚生省社会局長通知）、平成23年3月31日社援発0331第2号）第8-1。

¹³ 前掲注）「生活保護法による保護の実施要領について」第8-3-(2)。

¹⁴ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保34号（厚生省社会局保護課長通知）、平成23年3月31日社援発0331第2号）第8-50。

他方、収入認定されないものは、社会事業団体等から被保護者に対して臨時に恵与された慈善的性質を有する金銭や、出産、就職、結婚、相殺等に際して贈与される金銭など、社会通念上収入として認定することが適当でないもの、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額、自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額などがある。

(2) 納付付き税額控除による給付と収入認定

以上を前提として、納付付き税額控除による給付の生活保護制度における取扱いの可能性について考察する。

納付付き税額控除による給付は、就労して所得を得た者が一定の要件の下で受けられる金銭給付であるから、生活保護法4条にいうその他あらゆるものに含まれると解される。給付が一括で支払われる場合、現行の行政解釈に従えば臨時収入に該当し、還付金を受領するための交通費等の必要経費を除いて、その額が収入と認定されると考えられる。また、課税年度の所得のみに着目して給付額が決定され、その他に就労要件等は課されないと解される。

要するに納付付き税額控除による給付は、その給付額が生活保護費を下回るものであれば、その支給月の生活保護費をその分縮減させる効果をもたらすにすぎず、被保護者の総収入に変化を生じさせるものではない。また、納付付き税額控除による給付額が生活保護費を上回るものであるとすれば、活用されるべき資産と評価され、一時的に保護は停止または廃止になるであろうが、被保護者の自立を直接的に促進するための給付ではないため、それが費消されれば再び生活保護を受給する状態に陥る可能性もある。

納付付き税額控除による金銭給付が生活保護制度上このように扱われるのであれば、生活保護受給者にとっては、納付付き税額控除を導入したとしても稼得所得を得るインセンティブはあまり生じないと考えられる。同じ金銭給付であれば、生活扶助費であっても納付付き税額控除による給付であっても大きな違いはないからである。したがって、生活保護受給者の自立をも目的として納付付き税額控除を設計するためには、生活保護制度自体の再検討、少なくとも生活保護制度における就労支援施策の強化、及び、扶助体系とその水準の見直しが不可欠といえよう。具体的には、生活保護受給者の自立促進を納付付き税額控除の目的の1つとするならば、その給付に対しても、勤労収入に対する基礎控除や特別控除のような仕組みを採用すべきであろう。この場合、年一括払いであるとすると、月の生活保護費を超える可能性が高いことから、分割給付のような仕組みも考えられる。逆に前払制度は、過払いになって後に返還しなければならない可能性もあり、就労促進の効果を減殺する余地もあることから、仮に納付付き税額で前払制度を採用するとしても、他法他施策の活用として前払制度を要求することは望ましくないであろう。

IV おわりに

わが国で給付つき税額控除を検討するに当たっては、他の諸制度、特に貧困者の最低生活保障を担う生活保護制度との関係を整備すること、とりわけ、生活保護制度における就労支援施策との連携が不可欠であると考える。また、給付付き税額控除は生活保護を受給していない低所得労働者に対する所得保障施策としての機能も有るので、その生活水準が、給付付き税額控除の導入によって、どの程度向上するのか、あるいは、させるべきかを検討するにあたって、生活保護費の水準とのバランスの考慮は必須であろう。本稿では抽象的な結論にとどまるが、今後の課題として、いわゆる給付つき税額控除を導入している他の国の制度についても参照し、具体的にどのような制度設計が考え得るか慎重に検討する必要があろう。

[参考文献]

注で掲げたもの

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
阿部 彩	「貧困と社会的排除－ ジェンダーの視点から みた実態－」	大沢真理編	『ジェンダー社会 科学の可能性』	岩波書店	東京	2011	113-142

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
阿部 彩	「子どもの貧困と社会的排除：子どもの社会生 活は社会経済階層（SES）によって異なるのか」	こども環境学会誌 『こども環境学研 究』	Vol.7, No.2		2011
岩永 理恵・ 岩田 正美	「MIS方を用いた日本の最低生活費試算－他の 手法による試算および生活保護基準との比較」	社会政策学会誌 『社会政策』	第4巻 第1号		2012
重川 純子・ 山田 篤裕	「日本におけるMIS方の適用とその結果」	社会政策学会誌 『社会政策』	第4巻 第1号		2012
卯月 由佳	「MIS 最低生活費の日英比較」	社会政策学会誌 『社会政策』	第4巻 第1号		2012

IV. プロジェクト進行記録

IV. プロジェクト進行記録

1. 研究会

①平成 23 年 7 月 13 日 14:00～16:00

報告：黒田有志弥（研究協力者）

「所得保障制度としての給付付き税額控除」

コメンテーター：太田匡彦（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

参加者名：西村周三（国立社会保障・人口問題研究所所長），金子能宏（同研究所 社会保障基礎理論研究部長），山本克也（同研究所 社会保障基礎理論研究部第4室長），酒井 正（同研究所 社会保障基礎理論研究部研究員），暮石 渉（同研究所 社会保障基礎理論研究部研究員），白瀬由美香（同研究所 社会保障応用分析研究部研究員），菊地 潤（同研究所 社会保障応用分析研究部研究員），上枝 朱美（研究協力者），阿部 彩（研究代表者）

②平成 23 年 12 月 26 日 10:00～17:00

報告：社会的包摶推進室「社会的リスク調査」について

参加者名：湯浅 誠（内閣官房社会的包摶推進室長），新保美香（明治学院大学社会学教授），湯沢直美（立教大学コミュニティ福祉学部教授），村上英吾（日本大学経済学部准教授），三輪ほう子（内閣官房社会的包摶推進室），吉田拓野（内閣府政策統括官付参事官補佐），宮本みち子（放送大学教授），青砥 恭（NPO法人さいたまニュースサポートネット代表理事），飯島裕子（ルポライター），清水康之（ライフリンク），上岡陽江（ダルク女性ハウス），大嶋栄子（NPO法人リカバリー代表），佐藤峻（国立社会保障・人口問題研究所臨時研究員），阿部 彩

③平成 24 年 1 月 17 日 11:00～15:00

報告：Chris De Neubourg（UNICEF イノチエンティ研究センター社会政策部長）

①子どもの貧困率の国際比較について

②子どものウェル・ビーイングの国際比較可能なデータと研究実績について

③今後の方針について

参加者名：竹沢純子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室研究員），阿部 彩

④平成 24 年 2 月 17 日 14:00～16:00

報告：日下部元雄（University Collage London 客員教授・立命館アジア太平洋大学教授）

「コミュニティー・カルテ調査による社会的排除プロセスの日英比較調査」

～新宿・ロンドン・リバプール生活満足度 調査の結果～

高木 亨（地域開発研究所客員研究員・立正大学非常勤講師）

参加者名：三輪ほう子（内閣官房社会的包摶推進室），鈴木敏則（日本高等学校教職組合），平湯真人（弁護士／社会福祉法人子どもの虐待防止センター），飯島裕子（ビッグイシュージャパンルボライター），青砥 恭（NPO 法人さいたまユースサポートネット代表理事），岩淵 豊（国立社会保障・人口問題研究所 政策研究調整官），上枝朱美，阿部 彩

⑤平成 24 年 2 月 21 日 15:00～18:00

報告：日下部元雄（University Collage London 客員教授・立命館アジア太平洋大学教授）

「コミュニティー・カルテ調査の結果と共助社会の構築：

コミュニティー・ビジネスによる社会サービスの提供」他

高木 亨（地域開発研究所客員研究員・立正大学非常勤講師）

参加者名：湯浅 誠（内閣官房社会的包摶推進室長），内閣官房社会的包摶推進室 3 名，熊谷晋一郎（東京大学先端技術研究センター特任講師），吉田拓野（内閣府政策統括官付参事官補佐），三井富美代（NPO 法人女性の安全と健康のための支援教育センター），鳥山絵美（筑波大学大学院 博士課程），阿部 彩

2. 国際研究セミナー（海外）

期 間：平成 23 年 6 月 7 日 ～ 6 月 11 日

開催地：シグトュナ（スウェーデン）

報告者：阿部 彩（研究代表者）

- ① 国際社会保障研究連盟（Foundation for International Studies on Social Security）の第 18 回国際研究セミナーにおいて、“The Effect of Childhood Poverty on Deprivation in Later Years: The case of Japan”を報告し、海外の有識者らと意見交換を行った。
- ② 国際的に活躍する貧困・格差研究者の講演や報告会に出席し、情報収集を行い、今後の国際比較研究の資料とした。

3. 「MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査」

MIS 研究会

①平成 23 年 4 月 21 日 10:00～12:30

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・平成 22 年度調査の結果報告
- ・平成 22 年度調査方法に関する問題点、反省点
- ・今年度（平成 23 年度）MIS 調査についての具体案、意見交換、検討

②平成 23 年 5 月 10 日 10:00～12:30

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・5 月 21 日開催の社会政策学会での「平成 22 年度 MIS（最低生活費）調査の結果報告」についての打合せ
- ・今年度（平成 23 年度）MIS 調査のさまざまな問題点等について、討論、意見交換

③平成 23 年 6 月 28 日 12:30～16:00

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・MIS 調査についての具体案、意見交換、検討
- ・[日英セミナー] での MIS 調査結果の報告について

④平成 23 年 12 月 12 日 16:00～18:00

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・途中経過報告、進捗状況
- ・国際比較・国際活動（英国研究者との MIS の結果の検討）について
- ・報告書・啓蒙活動について

MIS 調査実施

平成 23 年 8 月 1 日～平成 24 年 3 月 16 日

○調査モダレーターおよび MIS 研究会参加者名：

岩田正美、重川純子、山田篤裕、岩永理恵、上枝朱美、卯月由佳、野田博也、
阿部 彩

4. 「2011年社会必需品調査」「必需サービス調査」

○調査方法

- 1) 対象者： 全国の 20～69 歳男女
- 2) 調査地域：全国
- 3) 調査方法： インターネット調査
- 4) 目標回収数：3,000 サンプル

○調査実施

2012 年 3 月

5. 二国間セミナー英国（ESRC）

①平成 24 年 1 月 6 日 9:00～17:00

(国立社会保障・人口問題研究所)

Research Seminar:

The State of Art of Measuring Poverty and Social Exclusion in the UK and Japan

報告者：岩田正美（研究分担者），Danny Dorling（University of Sheffield），
中谷友樹（立命館大学），David Gordon（University of Bristol），
Jonathan Bradshaw（University of York），Christina Pantazis（University of Bristol），
阿部 彩（研究代表者），Abigail Davis（Loughborough University），
山田篤裕（研究協力者），卯月由佳（研究協力者）

， ②平成 24 年 1 月 7 日 13:00～17:15

（慶應義塾大学 北館ホール）

公開シンポジウム 「社会的包摶～政策の成功と失敗～」

登壇者：David Gordon（University of Bristol），湯浅 誠（内閣府参与・内閣官房
社会的包摶推進室長），Jonathan Bradshaw（University of York），
Christina Pantazis（University of Bristol），駒村康平（慶應義塾大学），
岩田正美（研究分担者），橘木俊詔（同志社大学），阿部 彩（研究代表者）

③平成 24 年 1 月 9 日 10:00～17:00

（同志社大学 寒梅館 ハーディーホール）

公開セミナー 「子どもの貧困に対する政策を考える」

登壇者：山森 亮（同志社大学），Jonathan Bradshaw (University of York),
所 道彦（大阪市立大学），矢野裕俊（武庫川女子大学），
Esther Darmott (University of Bristol)，松本伊智朗（北海道大学），
マーサ・メンセンディーク（同志社大学），湯澤直美（立教大学），
埋橋孝文（同志社大学），阿部 彩（研究代表者）

V. 研究会・講演会配付資料